

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

◇告示

目

次

土地改良区の成立

争議行為の実施

計量器定期検査の実施

被爆者一般疾病医療機関としての病院の指定

保険医の登録

保険医療機関等の指定

療養取扱機関の申出の受理

肥料登録の失効

種畜證明書の書換交付

昭和三十八年三月三十日付け鳥取県規則第十

四号中訂正 昭和三十八年三月三十日付け鳥取県教育委員会規則第三号中訂正

昭和三十八年三月三十日付け鳥取県教育委員会規則第三号中訂正

鳥取県告示第百五十三号

西伯郡西伯町大字綱屋一、一五七彭片信夫ほか十四人の者から申請のあつた綱屋土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条の規定により昭和三十八年四月五日成立した。

昭和三十八年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇鳥取県告示第百五十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条の規定に基づき、因伯通運労働組合執行委員長尾崎十一から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和三十八年四月五日

十九日	富桑小学校
二十日	"
二十一日	"
二十四日	"
二十五日	"
二十六日	"
二十七日	"
二十八日	"
	鳥取市設魚市場
	鳥取市公民館賀露分館
	湖山公民館
	計量検定所
備考	計量法第百四十二条但書による所在場所で行う定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十八年五月六日から六月二十八日までとする。
鳥取県告示第一百五十六号	鳥取県告示第一百五十六号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として、昭和三十八年三月一日次の病院を指定した。	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として、昭和三十八年三月一日次の病院を指定した。

鳥取県告示第百五十七号

鳥取県知事	石破二朗
名 称 所 在 地	指定に係る診療科名
鳥取生協病院	鳥取市東品治町一 内科、小児科、外科
○番地	産婦人科

鳥取県告示第百五十六号
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として、昭和三十八年三月一日次の病院を指定した。

鳥取県知事 石破朗一 事件 1 三〇〇〇円賃金引上げ
勤続手当の支給方法の改正 2 技術手当の改正
労働時間短縮について 4 労働時間短縮について
退職手当規定の改正 5 退職手当規定の改正
二 日時 昭和三十八年四月九日午前零時以降円満解決
まで
三 場所 因伯通運労働組合に所属する組合員の従事する
る鳥取市、倉吉市、米子市、境港市の全職場
又はその一部
四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は
全部を併用または単独に実施する。

五月	六日	倉吉市	上井青果市場	鳥取県知事 石破二朗所
"	七日	"	"	検査期日 検査区域 検査場
"	八日	"	"	
六月	九日	"	"	
"	十日	"	"	
"	十一日	"	"	
"	十二日	鳥取市	明倫小学校	
"	十三日	"	"	
"	十四日	"	"	
"	十五日	"	"	
"	十六日	倉吉市役所	"	
"	十七日	"	"	
"	十八日	鳥取東高等学校	"	
"	"	修立小学校	"	
"	"	遷喬小学校	"	
"	"	醇風小学校	"	
"	"	日進小学校	"	

鳥取県告示第百五十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年四月五日

鳥取県知事 石破二朗

名 称 所 在 地 診療科名 関設者氏名 指定年月日 採用点数表
由良歯科医院 東伯郡大栄町由良五五六 歯科 西田新太郎 昭和三十八年一月一日
福本薬局 鳥取市東品治町一〇の一 福本政徳 " 二月一日
前場医院 倉吉市上福田五〇二の二 内科、小児科 湯川喜美 三月一日 乙の二

鳥取県告示第百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年四月五日

鳥取県知事 石破二朗

療養取扱機関名	所 在 地	法第三十七条第五項による都道府県名	同上受理年月日
大谷医院	鳥取県八頭郡郡家町大字宮谷二二一の五	全国	昭三七、七、一
北村"	" 岩美郡岩美町大字浦富一、七四六番地	"	八、一七
小畠"	" 大字大谷五〇〇ノ二	"	八、二四
小畠杏林療院	" 大字本庄四九八	"	八、二七
大久保医院	" 国府町大字麻生八七番地	"	九、二三
坂本"	" 鳥取市藪片原町四三の一	"	八、二九
松島"	" 鳥取市岩美郡岩美町大字大谷三五八の二	"	一〇、一
野津"	" 国府町字谷	"	一一、一
中河原診療所	" 字中河原	"	一二、一
井本医院	" 岩美町大字岩井三一九番地	"	一二、一
小田"	" 鳥取市西町三丁目一〇五	"	一二、一
小田"	" 蔵片原町一九の七	"	一二、一

鳥取県告示第百六十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第二号の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年四月五日

鳥取県知事 石破二朗 朗

(第3種郵便物) 認可

00438

昭和三八年四月五日 金曜日 鳥取県公報 第3416号

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第三一八号	小鹿水稻一号複合肥料	全窒素 九・一 全磷 一〇・一 全鉄 加量里	東伯郡三朝町高橋一七四 小鹿農業協同組合 組合長理事 岸田秀治
" 第三一九号	小鹿水稻二号複合肥料	八・〇 八・四 九・五	

鳥取県告示第六百六十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、次の種畜について種畜證明書の書換交付のあつた旨通報があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年四月五日

種畜證明書番号	名号	品種	旧所	新所	有者
昭三七鳥取二第二八号	天風	黒毛和種	米子市西三柳	田崎晴六	西伯郡名和町角田義次

正誤

昭和三十八年三月三十日付け鳥取県規則第十四号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁

段

行

誤

1	下	14	鳥取県立皆生学園	鳥取県立皆成学園
3	上	6	鳥取県立看護学院	鳥取県立准看護学院

昭和三十八年四月一日付け鳥取県教育委員会規則第三号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

2 頁 段 上

誤

正

秘書調査課	議事秘書係、企画調査係、福祉係、年金係
管理課	管理係、施設係、設備係、助成係、経理室
高校教育課	学事係、人事係、指導係
義務教育課	学事係、人事係、指導係
体育保健課	文化係、指導係、視聴覚係
社会教育課	給食係、保健係、体育係

9 昭和38年4月5日

金曜日 鳥取県公報 第3416号 (第3種郵便物) 司

昭和38年4月5日 金曜日 鳥取県公報 第3416号 (第3種郵便物) 司 8

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となります。昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行いません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添
えて申し込みます。

昭和三十八年 月 日

住所

日

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物登録
発行日 火 金
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
郵便番号 一部月額 二五〇円 (配達料共)
一所